

第38回オンブズマン九州ネットワーク交流会 鹿児島オンブズマン活動報告

2008. 1. 20 / 熊本市市民会館

1. 経過について

2007年10月19日 霧島市議会政務調査費 監査結果受け取り

10月21日 第37回市民オンブズマン九州ネットワーク事務局会議 鹿児島市「中央公民館」

11月11日 霧島市市議会政務調査費 住民訴訟訴状読み合わせ

11月13日 県庁隣接地購入住民訴訟 地裁判決

鹿児島県が「桜島の眺望確保を目的として、公払法に基づく、県庁東側土地購入費 11億4千万円の支出は、公金の不当支出とする」監査請求棄却で、2006年2月27日付けで、「鹿児島県庁舎隣接地購入差し戻し訴訟」(住民訴訟)を提訴した鹿児島地裁判決が、11月13日出されました。

景観及び利用目的の当否にふれず、不当判決です。続と内田は却下で、野口については棄却されました。

【判決に対するコメント】

(1)「却下」(門前払い)について

住民の権利として監査を行い、行政訴訟を提訴したにもかかわらず、形式的な判断であり実質的な審議をしなかったことは、裁判所としての責任を放棄している。

しかし、今後も県政のムダな公金の支出は監視を行い、必要な場合は、住民訴訟も行っていく。

(2)「棄却」について

①「公払法」上、手続的には合法な行為であったとしても、緊急支払での土地購入は不当な行為であり、その不当性を裁判で争ったことの意義は、県民に問題提起をしたこととあわせて大きかった。

②本来なら、県民への説明とともに県議会で議論されるべきであったが、十分な議論がなされなかった。それ故、裁判で争うこととなった。

③今後も、県政のムダな公金の支出は監視を行い、必要な場合は、住民訴訟も行っていく。

11月16日 霧島市議会政務調査費 住民訴訟提訴

12月6日 全国オンブズマン第12回情報公開度ランキング調査 開示請求

12月9日 鹿児島オンブズマン定例会

2. 霧島市議会の「政務調査費」 住民訴訟について

(1) 訴状 事件番号 「平成19年(行ウ)第19号 政務調査費返還履行 請求事件」

別紙

(2) 第一回口頭弁論

日時 2008年1月16日(水) 午前11時30分

場所 鹿児島地方裁判所2階206号法廷

3. 第12回情報公開度ランキング調査について

(1) 公開請求日 2007年12月6日(木)

(2) ランキング請求項目

1) 交際費

請求文言 「2007.8~10月に支出した首長交際費と部長(局長)交際費に関する支出金調書、現金出納簿またはこれに類する文書」

2) 退職者情報

請求文言 「平成18年度に本庁課長級以上で退職して再就職している者の再就職状況一覧表(退職者氏名・退職時役職名・再就職先名・再就職先役職名・自治体の紹介等の有無がわかるもの)」

3) 政務調査費

請求文言 「平成18年度政務調査費収支報告書及びその添付書類(活動報告書、領収書、視察報告書等)」

4) 議会運営委員会

請求文言 「平成19年度議会運営委員会会議録ならびに配付資料(存在する直近のもの2回分)」

※議事録があれば議事録、議事録がなければ会議の発言者・内容等がわかるもの

5) 県警の捜査報償費(県費)

請求先 県警本部長

請求文言 「平成18年度分の警察本部捜査1課の捜査報償費(県費)支出に関する財務会計帳票及び支出証拠書類、使途内容が分かるもの全て」

6) 退職者情報

請求先 県警本部長

請求文言 「平成18年度に警察本部警部補以上で退職して再就職している者の再就職状況一覧表(退職者氏名・退職時役職名・再就職先名・再就職先役職名・県警本部の紹介等の有無がわかるもの)」(現金出納帳、支出伝票、支払い精算書)

4. その他

(1) 霧島市消防局の給仕手当過払い問題について

■休日手当1900万円過払い／霧島市消防局 条例を誤解釈、5年分返還へ 県内他3組合でも
 (「南日本新聞」2007年12月5日)

霧島市消防局が、2002年度から5年間で年末年始の休日勤務手当約1900万円を過払いしていたことが4日までに分かった。同手当は、一般職員の土日に当たる週休日が祝日と重なった場合に、出勤しなくても支給されるが、12月29-31日、1月2、3日についても元日同様祝日扱いし対象としていた。退職者も含め職員156人に08年1月末までに返還させる。同局が4日までに、市議会に報告した。

県市町村課などによると、同様の過払いは全国の消防で明らかになっており、県内ではいずれも過去5年間で、始良郡西部消防組合が職員102人に約1000万円、大口市外4町消防組合は87人に約1200万円、大島地区消防組合が132人に約1400万円を過払いしていた。いずれも08年度末までに返還させる方針だという。

霧島市消防局によると、消防職員は24時間の交代制で隔日勤務している。週休日が祝日と重なった場合、出勤しなくても休日勤務手当が支給される。同局総務課は「市条例と施行規則の支給要件に『年末年始の休日』という部分があり、元日を除いては実際に勤務した場合にしか支給されないのに、祝日同様勤務していない場合も支給できると誤って解釈していた。市民の皆様におわびしたい」としている。

消防庁は9月、県を通じ各団体に適切な対処をするよう通知。霧島市消防局の調査では、旧国分地区消防組合時代の1990年ごろにはすでに過払いしていたことが判明した。地方自治法により5年間にさかのぼり返還請求する。返還額は職員1人あたり平均12万円、最高で約26万円。給与や賞与からの天引き、互助組織の積立金取り崩しなどで対応する。

「虹と緑」(地方議員と市民の政策研究会)のメンバーで、高松市議からのメール

弘前市など5市町村で構成する弘前地区消防事務組合は1996年度から2005年度までの10年間にわたって、年末年始の休日勤務手当を過払いしていたことがわかり、10年間の過払い総額が約6,000万円で、そのうち、地方自治法による時効成立前の2001年から2005年度分は3,000万円余りで、対象者262人ということ、また、花巻市でも、消防職員について同様の過払いがあったと市長が謝罪し、地方自治法上、5年前までさかのぼって過払い分約1,850万円を返還していくという報道がありました。

それで、高松市の場合、議会でも増田市長(当時)は、「交代制勤務職員の休日の確保、休日・時間外勤務の経費節減」と、同じ理由を繰り返して、「違法とは認識していない」「今後、調査分析して、適切に対応していく」と回答。

その後、質問・指摘を受けて、人事課が1ヶ月以上かけて調査した結果、過払いだったことを認めて、4月の市議選が終わった直後の4月23日、急きよ、総務部長が記者発表し、謝罪したのです。高松市では、編入合併した旧町の職員も対象になるので、対象者は500人、6400万円の過払いでした。それ以降、香川県職員にも波及し、県も交代制勤務職員の過払いを公表し、県内の消防職員についても同様の発表が相次いで起こりました。

(2) 林野庁の発注工事入札について

- ①林野庁における発注者綱紀保持対策について (「林野庁」2007年10月31日付け) 別紙
- ②林野庁発注者綱紀保持マニュアル <http://www.rinya.maff.go.jp/kouhousitu/manual.pdf>
- ③協会加入業者が「競争参加有資格者名簿」に登録され、協会加入以外の業者の入札参加は困難なのが実情。
 協会は、林野庁・森林管理局の天下り先になっている!?

(3) 鹿児島県食糧費情報公開請求訴訟事件が、法律専門誌「判例時報1970号」に掲載されました。

別紙

**霧島市議会政調費
 監査請求を棄却
 市民団体提訴へ**

霧島市議会の二〇〇六年度政務調査費に「不当な公金支出」があるとして鹿児島オンブズマン(統博治代表)が、約六十七万円の返還を求めていた住民監査請求について、同市監査委員(大山東生代表監査委員三人)は十九日、「支出は適正で請求には理由がない」として棄却した。同オンブズマンは、監査結果を不服として行政訴訟を起す方針。

同監査委員は、購入書

籍の名称など、支出目的がない書類があったことを「検討事項」としたが、政調費の交付申請から決定、収支報告、残額返納などの手続きをすべて適正とした。

監査請求では、政調費になじまない支出として①姉妹都市盟約などに関する交流②商業新聞や政党機関紙の購読料③個人用事務機器購入など七点を挙げていたが、監査結果は、個別の項目には触れなかった。請求棄却を受け記者会見した統博代表は「政務調査費は補助金であり、明確な使途基準に沿って支出されるべき。結果は判断を求めた項目について答えておらず失望した」と話した。

今回の請求に関する監査委員会は、市議の委員を利害関係者として除外、二委員が八月二十一日から十月十九日までに七回開いた。

2007年11月20日「南日本新聞」

